

4月から国民年金保険料額が変わります。

平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）の保険料は、

月額 15,250 円です。



P O I N T

保険料の納付が困難な場合、
保険料の免除制度があります

学生納付特例申請

【対象となる人】

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校およびその他の教育施設に在学する人
※所得などの条件もあります

【申請時に必要なもの】

○印鑑
○学生証（コピー可）または在学証明書
○年金手帳または国民年金保険料納付書
※住所変更があった人は、前住所地発行の所得証明書が必要な場合あり

【対象となる期間】

20歳以上の学生である期間のうち、平成26年度分は年度末まで。過去期間は、申請が受理された月から2年1ヵ月前（納付済みの月は除く）まで。

【承認を受けた期間について】

○病気や不慮の事故などで重い障がいが残った場合、障害基礎年金を受給するための資格期間として算入されます。
○老齢基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、後払い（追納）しないと年金額には反映されません。



納付免除・若年者納付猶予申請

【対象となる人】

○本人、配偶者、世帯主各々の所得が一定額以下の人や失業等の理由がある人
○30歳未満の人（学生を除く）で、本人、配偶者各々の所得が一定額以下の人

【申請時に必要なもの】

○印鑑
○本人確認書類（免許証、保険証など）
○持っている場合、次に掲げるもの
・雇用保険受給資格者証
・雇用保険被保険者離職票
・離職者支援資金の貸付決定通知書など
※住所変更があった人は、前住所地発行の所得証明書が必要な場合あり

【対象となる期間】

平成26年度分は、平成26年7月以降からの申請で、平成26年7月から翌6月分。過去期間は、申請が受理された月から2年1ヵ月前（納付済みの月は除く）まで。

【承認を受けた期間について】

○病気や不慮の事故等で重い障がいが残った場合、障害基礎年金を受給するための資格期間として算入されます。
○全額・一部免除を受けた期間は、老齢基礎年金の額に国庫負担分が反映され、受給するための資格期間にも算入されます。
○納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための資格期間には反映されますが、後払い（追納）しないと年金額には反映されません。

さかのぼって未払いの保険料を納付する追納制度

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢年金やいざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができないことがあります。

免除制度は、決して「納めなくて大丈夫」ということではなく、将来もらえる年金額は減ってしまいます。

免除を受けた期間は、10年以内ならさかのぼって納めることができますので、支払える状況になれば納めていただくことをお勧めします。ただし、2年度過ぎると当時の保険料に加算額がつきます。

さかのぼって納付（追納）を希望する場合は年金事務所に納付書の再発行を依頼してください。



申請受付期間・場所

平成26年4月1日～平成27年3月末日

○桂川町役場 住民課 住民年金係（2番

窓口） ☎65・3301

○直方年金事務所

☎0949・22・0905